

矢作川総合第二期地区
明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区仮設計画ほか検討業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-4条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、明治幹線用水路・明治本流(上流部)上郷工区の耐震化対策における仮設計画等に係る補足設計を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市上郷町及び和会町地内であり別添位置図に示すとおりである。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1)予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2)東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)のうち「A等級」の参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3)東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4)共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係</p> <p>(ア)親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係</p> <p>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者 <p>4 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画</p> <p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわ</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性の達成状況の確認) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p>	<p>せて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p> <p>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p>	

項 目	内 容			備 考
(照査技術者) 第1-8条	資格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	
			農業-農業農村工学	
		農業	農業土木	
			農業農村工学	
博士	農学			
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木			
(担当技術者) 第1-9条 (配置技術者の確認) 第1-10条	1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。			
	資格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	
			農業-農業農村工学	
		農業	農業土木	
		農業農村工学		
博士	農学			
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木			
(保険加入) 第1-9条	2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。			
	3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。			
担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。				
共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。				
(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。				
受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。				

項 目	内 容	備 考																	
<p>第2章 作業条件 (参考図書) 第2-1条</p> <p>(設計条件) 第2-2条</p> <p>(貸与資料) 第2-3条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-3条</p> <p>第3章 業務内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p>	<p>設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 416 1305 600"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>H27.5</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>H26.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>1 設計基本条件</p> <p>(1) 計画流量</p> <p>①かんがい期 : 33.98 m³/s ②非かんがい期 : 10月～1月 : 4.4m³/s 2月～3月 : 5.0m³/s</p> <p>2 その他設計条件 耐震設計上の施設の重要度区分 全区間 A種</p> <p>本業務の貸与資料は次のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="491 1104 1289 1429"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況資料</td> <td>矢作川総合事業誌</td> <td rowspan="2">一式</td> </tr> <tr> <td>業務報告書等</td> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その6業務(以下「H31年度実施設計その6業務」) 令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)上郷工区補足設計業務(以下「R3年度補足設計業務」)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>	名 称	発行	制定(改訂)年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27.5	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26.3	分類	貸与資料	数量	現況資料	矢作川総合事業誌	一式	業務報告書等	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その6業務(以下「H31年度実施設計その6業務」) 令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)上郷工区補足設計業務(以下「R3年度補足設計業務」)	
名 称	発行	制定(改訂)年月																	
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27.5																	
土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社)農業農村工学会	H26.3																	
分類	貸与資料	数量																	
現況資料	矢作川総合事業誌	一式																	
業務報告書等	令和元年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)耐震化対策実施設計その6業務(以下「H31年度実施設計その6業務」) 令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)上郷工区補足設計業務(以下「R3年度補足設計業務」)																		

項 目	内 容	備 考																
(作業の留意点) 第3-2条	<p><作業項目表></p> <table border="1" data-bbox="467 232 1235 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 232 1082 271">作 業 項 目</th> <th data-bbox="1082 232 1235 271">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 271 1082 309">1. 準備作業</td> <td data-bbox="1082 271 1235 309">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 309 1082 347">2. 仮設計画・施工計画の検討</td> <td data-bbox="1082 309 1235 347">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 347 1082 385">3. 数量計算</td> <td data-bbox="1082 347 1235 385">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 385 1082 423">4. 概算工事費積算</td> <td data-bbox="1082 385 1235 423">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 423 1082 461">5. 照査</td> <td data-bbox="1082 423 1235 461">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 461 1082 499">6. 点検取りまとめ</td> <td data-bbox="1082 461 1235 499">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 499 1082 528">7. 公開用成果品の作成</td> <td data-bbox="1082 499 1235 528">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	1. 準備作業	1 式	2. 仮設計画・施工計画の検討	1 式	3. 数量計算	1 式	4. 概算工事費積算	1 式	5. 照査	1 式	6. 点検取りまとめ	1 式	7. 公開用成果品の作成	1 式	
	作 業 項 目	数 量																
1. 準備作業	1 式																	
2. 仮設計画・施工計画の検討	1 式																	
3. 数量計算	1 式																	
4. 概算工事費積算	1 式																	
5. 照査	1 式																	
6. 点検取りまとめ	1 式																	
7. 公開用成果品の作成	1 式																	
<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 別紙「作業項目内訳表」2. 仮設計画・施工計画の検討及び3. 数量計算における上郷工区その14工事に係る成果品については、令和6年10月末までに事前提出するものとする。</p> <p>(2) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(3) 本業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。</p> <p>(4) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(5) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p> <p>(6) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると共に維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(7) 第2-1、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(8) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記載するものとする。</p> <p>(9) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。</p> <p>(10) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について報告書に記載する。</p> <p>(11) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNDB）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 <p>(12) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は 																		

項 目	内 容	備 考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-3条</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (13) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他(事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減)</p> <p>(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（設計条件整理時） 第3回 中間打合せ（施工計画検討時） 第4回 中間打合せ（概算工事費積算時） 最終回 報告書取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理責任者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>成果物は共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p> <p>なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他。</p>	

項 目	内 容	備 考
第7章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第7-1条	<p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>(1) 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
第8章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第8-1条	<ol style="list-style-type: none"> 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 	
第9章 定めなき事項 (定めなき事項) 第9-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	